

第 32 回東京新島講座

『犯罪と刑罰から読み解く現代社会』

法学部 教授 川崎 友巳

2014 年 12 月 13 日(土)
同志社大学東京オフィス

I はじめに

◇犯罪は社会を映す鏡

◇刑罰(刑法)は、犯罪への社会のリアクション

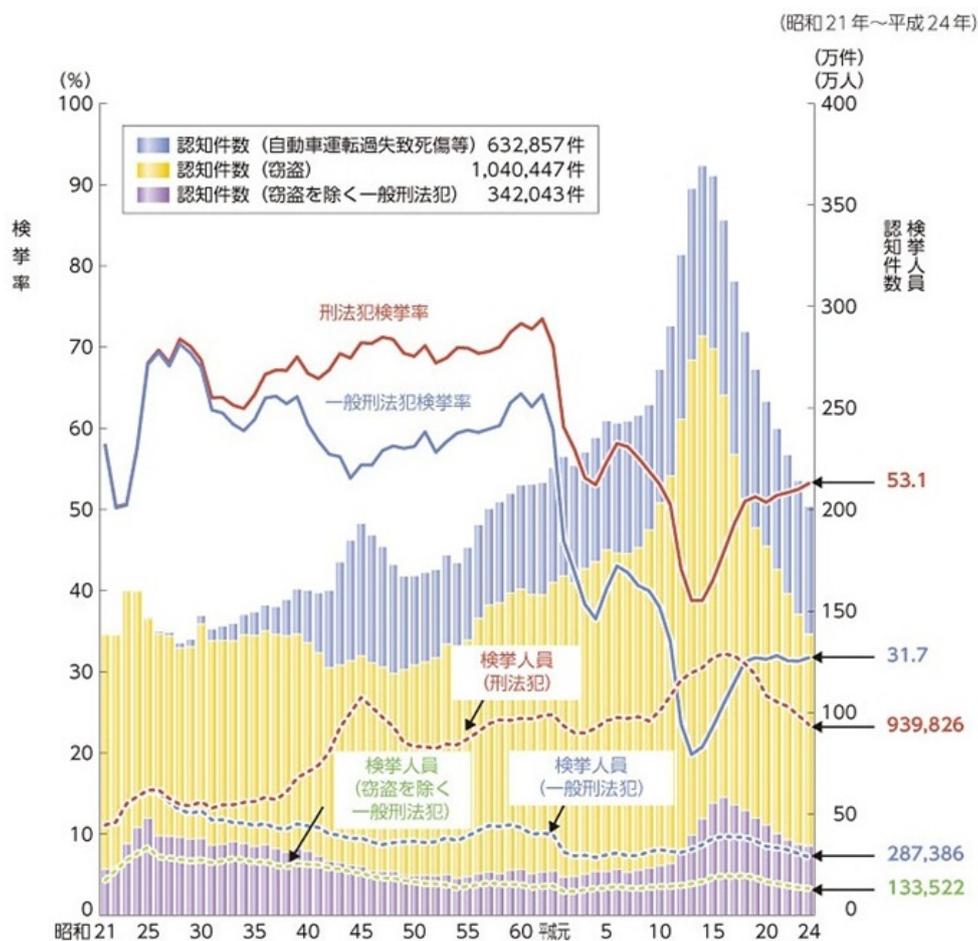
} 犯罪と刑罰から現代社会を読み解くと……。

II 犯罪から読み解く現代社会

1 日本の治安

(1) 戦後日本の犯罪情勢の推移

図表1 戦後日本の刑法犯認知件数の推移(1946~2012年)



注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

出典 『犯罪白書平成25年版』 3頁

◇第1期

◆生活の困窮(食糧の不足、インフレーションの進行、失業)や警察組織の弱体化による犯罪の増加

◇第2期

◆モータリゼーションの急速な進展による交通関係業過の増加

◇第3期

◆交通関係業過以外の刑法犯の増加

→1970 年代半ば以降の認知件数の増加の約8割が窃盗罪と横領罪

※ただし、窃盗≠侵入盗、横領≠業務上横領

◆少年による犯罪比率の増加

→全検挙人員中に少年の占める割合……1981(昭和56)年～1992(平成4)年までほぼ50%以上

(2) 21世紀の日本の犯罪情勢の評価

◇2000年代の犯罪情勢は?……第3期の延長? or 第4期に突入?

→過去10年の犯罪対策の評価にも直結

2 凶悪犯罪の深刻化?

(1) 凶悪犯罪の認知件数

図表2 3つの年別の主要な凶悪犯罪の認知件数の比較(1993、2003、2013年)

	殺人	傷害	強盗	強姦
1993年	1,233	18,306	2,466	1,611
2003年	1,452	36,568	7,664	2,472
2013年	938	27,908	3,328	1,410

※2003年までは、凶悪犯罪が軒並み増加……犯罪情勢は悪化した後に、鎮静化?



2000年代の刑事立法が奏功?

図表3 3つの年別の主要な凶悪犯罪の認知件数の比較(1963、1973、1983年)

	殺人	傷害	強盗	強姦
1963年	2,283	59,730	4,021	6,239
1973年	1,745	43,385	2,000	4,179
1983年	2,048	23,803	2,317	1,970

◇少なくとも、過去最悪ではない?

→でも、1990年代後半以降、認知件数が急増している!

(2) 5カ国との認知件数・発生率の比較

図表4 5年間(2006-2010年)の主要犯罪の認知件数・発生率の国別比較

	年	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	日本
認知 件 数	2006	3,725,588	6,304,223	5,427,558	11,454,724	2,051,229
	2007	3,589,293	6,284,661	4,952,276	11,305,182	1,909,270
	2008	3,558,329	6,114,128	4,702,698	11,168,613	1,818,374
	2009	3,521,256	6,054,330	4,338,372	10,662,956	1,703,369
	2010	3,447,903	5,933,278	4,150,097	10,329,135	1,586,189
発 生 率	2006	6,103	7,647	10,102	3,808	1,605
	2007	5,833	7,635	9,157	3,730	1,494
	2008	5,751	7,436	8,636	3,673	1,420
	2009	5,639	7,383	7,915	3,473	1,330
	2010	5,491	7,253	7,514	3,350	1,239

図表5 5年間(2006-2010年)の殺人罪の認知件数・発生率の国別比較

	年	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ	日本
認知 件 数	2006	1,937	2,468	1,391	17,309	1,361
	2007	1,866	2,347	1,395	17,128	1,243
	2008	1,899	2,266	1,237	16,465	1,341
	2009	1,630	2,277	1,209	15,399	1,149
	2010	1,746	2,218	1,167	14,748	1,103
発 生 率	2006	3.2	3.0	2.6	5.8	1.1
	2007	3.0	2.9	2.6	5.7	1.0
	2008	3.1	2.8	2.3	5.4	1.1
	2009	2.6	2.8	2.2	5.0	0.9
	2010	2.8	2.7	2.1	4.8	0.9

(3) 犯罪時計

図表6 犯罪時計(2010年・2012年)

国名	殺人	強姦	強盗	窃盗
アメリカ合衆国(2010)	35.4分	6.2分	1.5分	5.1秒
日本(2012)	510.3分	423.9分	143.7分	30.3秒

3 治安を評価する基準

◇「体感治安」の悪化？

→量的な分析では測れない、人々がもつ「犯罪に対する不安感(fear of crime)」

ex.) 「猟奇的殺人」、「理由なき犯罪」



日常生活の委縮を招くおそれ

◇モラルパニック？

III 刑罰から読み解く現代社会

1 現在の日本の刑罰

◇財産刑……罰金（1 万円以上）・科料（1 万円未満）

◇自由刑…… 懲役（1 月以上・所定の作業あり）・禁錮（1 月以上・所定の作業なし）

拘留（1 日以上 30 日未満・所定の作業なし）

◇死 刑

2 刑罰の運用状況

(1) 死 刑

◇過去 10 年間の裁判では、殺人および強盗致死罪にのみ適用（言渡し件数……減少傾向）

図表7 死刑の言渡し件数と執行数の推移

年	言	執	年	言	執	年	言	執	年	言	執	年	言	執
1946	40	11	1961	29	6	1976	4	12	1991	3	0	2006	13	4
1947	105	12	1962	12	26	1977	9	4	1992	1	0	2007	14	9
1948	116	33	1963	12	12	1978	6	3	1993	4	7	2008	5	15
1949	55	33	1964	12	0	1979	7	1	1994	8	2	2009	9	7
1950	62	31	1965	16	4	1980	9	1	1995	11	6	2010	4	2
1951	44	24	1966	14	4	1981	2	1	1996	1	6	2011	10	0
1952	37	18	1967	7	23	1982	11	1	1997	3	9	2012	3	7
1953	22	24	1968	15	0	1983	5	1	1998	7	6	2013	5	8
1954	20	30	1969	9	18	1984	6	1	1999	8	5			
1955	34	32	1970	9	26	1985	9	3	2000	14	3			
1956	24	11	1971	4	17	1986	5	2	2001	10	2			
1957	35	39	1972	4	7	1987	6	2	2002	18	2			
1958	25	7	1973	4	3	1988	10	2	2003	13	1			
1959	28	30	1974	6	4	1989	2	1	2004	14	2			
1960	12	39	1975	5	17	1990	2	0	2005	13	1			

(2) 自由刑

図表8 第 1 審裁判所における自由刑の科刑状況(2012 年)

刑期 種類	無期	30-25	25-20	20-15	15-10	10-7	7-5	5-3	3-2	2-1	1-0.5	0.5-
総 数	39	21	19	79	187	397	641	2800	15815	28190	10897	1762
実 刑									7478	9114	3875	683
執行猶予									8337	19076	7022	1079
比 率	0.06	0.03	0.03	0.13	0.30	0.65	1.05	4.60	25.99	46.33	17.91	2.90
実 刑 率									12.29	14.98	6.37	1.12
執 猶 率									13.70	31.35	11.54	1.78

地方裁判所：5 万 4506 件

簡易裁判所：6341 件

合 計：6 万 847 件 ※うち執行猶予：3 万 5514 件 (58.37%)

図表9 過去 10 年の第 1 審裁判所における殺人罪終局処理人員の動向

	死 刑	死刑率	無期懲役	無期懲役率	有期懲役	うち執行猶予	執行猶予率
2003	9	1.2	15	1.9	742	148	19.9
2004	9	1.1	33	4.0	765	137	17.9
2005	11	1.3	38	4.6	766	140	18.3
2006	2	0.3	26	3.7	668	119	17.8
2007	10	1.6	21	3.4	578	109	18.9
2008	3	0.5	16	2.7	561	106	18.9
2009	5	1.0	18	3.9	465	98	21.1
2010	3	0.7	14	3.1	425	97	22.8
2011	3	0.8	9	2.3	363	92	25.3
2012	2	0.6	20	5.7	328	80	24.4

(3) 罰金刑

◇ 1 審有罪判決中の罰金刑 (2012 年) ……2737 件 (通常第 1 審) + 34 万 5529 件 (略式手続)

(4) 日本の量刑

◇ 幅広い選択刑の中から抑制的に(必要最小限度で)刑の種類と量を決定
→ 裁判員裁判導入後も同じ

3 刑事立法の動向

(1) 刑法改正の活性化

図表 10 現行刑法改正の変遷

年	改正内容
1921(T10)	業務上横領罪の法定刑の下限の引下げ
1941(S16)	労役場留置の期間の上限の短縮
	没収・追徴規定の整備
	安寧秩序に対する罪、強制執行不正免脱罪、業務上過失罪、重過失爆発物破裂罪等の新設
	公正証書不実記載罪の法定刑の引上げ
	受託収賄罪、事前収賄罪、第三者供賄罪、事後収賄罪の新設
1947(S22)	加重収賄罪の修正と法定刑の引上げ
	皇室に対する罪、安寧秩序に対する罪、外国元首等暴行脅迫侮辱罪、姦通罪等の規定削除
	消極的属人主義規定、連続犯規定、確定後の再犯発見による加重規定の削除
	前科抹消規定の新設
	重過失致死罪、名誉毀損における事実の証明規定の新設
	外患罪規定の修正
	公然猥褻罪、公務員職権濫用罪、暴行罪、脅迫罪、名誉毀損罪等の法定刑の引上げ
	親族間の犯人蔵匿罪と証拠隠滅罪の必要的免除の任意的免除への変更
執行猶予の要件の緩和	
1953(S28)	再度の執行猶予規定と保護観察規定の新設
	仮出獄取消し規定の修正
1954(S29)	国内犯規定の拡大、保護観察の仮解除規定の新設
1958(S33)	証人威迫罪、凶器準備集合罪、斡旋贈収賄罪の新設
	輪姦罪の非親告罪化
1960(S35)	不動産侵奪罪、境界毀損罪の新設
1964(S39)	身代金目的拐取罪の新設
1968(S43)	業務上過失・重過失致死罪の法定刑の引上げ
	併合罪規定の修正
1980(S55)	単純収賄、事前収賄、第三者供賄、事後収賄、斡旋収賄、受託収賄の法定刑の引上げ
1987(S62)	条約国外犯規定の新設
	電磁的記録の定義規定の新設
	公正証書原本不実記載・同行使・公用文書毀棄・私用文書毀棄への電磁的記録の追加
	電磁的記録不正作出・供用、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺の新設
1991(H03)	罰金刑の引上げ
1995(H07)	文言の現代用語化
	瘡唾者規定の削除 尊属殺人、尊属傷害致死、尊属遺棄、尊属逮捕監禁の削除

2001 (H13)	支払用カード電磁的記録に関する罪の新設
	危険運転致死傷の新設
2003 (H15)	消極的属人主義規定の新設
	収賄罪の仲裁人の削除
2004 (H16)	有期懲役・禁固刑の上限の引上げ
	凶悪・重大犯罪の法定刑の引上げ
	集団強姦罪の新設
	強盗致傷罪の法定刑の下限の引下げ
	公訴時効期間(刑訴法 250 条)の改正
2005 (H17)	人身売買罪の新設
	被略取者等所在国移送罪の新設
2006 (H18)	窃盗罪・公務執行妨害罪の法定刑への罰金刑の追加
2007 (H19)	自動車運転過失致死傷罪の新設
	危険運転致死傷罪への四輪未満の自動車の追加
2010 (H22)	刑の時効の廃止・延長
2011 (H23)	封印破棄罪・強制執行妨害罪・競売妨害罪の改正(強制執行妨害目的財産損壊等、強制執行行為妨害等、強制執行関係売却妨害、加重封印等破棄等、公契約関係競売等妨害の新設)
	不正指令電磁的記録に関する罪の新設
	わいせつ物等頒布等罪の改正
	電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂処罰規定の新設
2013 (H25)	刑の一部執行猶予の導入
	自動車運転過失致死傷罪の削除(自動車運転死傷行為処罰法への移動)
	危険運転致死傷罪の削除(自動車運転死傷行為処罰法への移動)

◇2000 年頃まで(約 100 年間) …… 「ピラミッドのような沈黙」

◇2000 代以降 …… 刑事立法の時代の到来

(2) その他の主要な刑事立法

(a) 刑事訴訟法

図表 11 刑事訴訟法改正の動向

1998 (H10)	通信傍受令状の新設
2004 (H16)	①裁判員制度の導入
	②公判前整理手続の導入
	③国選弁護人制度の拡充
2007 (H19)	被害者の権利の拡張
2010 (H22)	公訴時効の廃止
2011 (H23)	コンピュータと記録媒体の差押えに関する規定

(b) 少年法

図表 12 少年法改正の動向

2000(H12)	①刑事処分年齢の下限引下げ ②16 歳以上少年による重大事件の原則逆送 ③事実認定への検察官関与
2007(H19)	①少年院送致年齢の下限引下げ ②警察官の触法少年への任意調査権の明文化
2008(H20)	被害者の権利拡張(傍聴権、記録の閲覧・謄写権、意見陳述権)
2013(H25)	少年に対する無期刑の代替刑と不定期刑の上限の引上げ

(c) そのほかの法令

図表 13 その他の犯罪対策立法の動向

2000(H12)	ストーカー規制法制定
	児童虐待防止法制定
2001(H13)	DV防止法制定
2003(H15)	心神喪失者等医療観察法制定
2004(H16)	犯罪被害者基本法制定
2005(H17)	刑事施設法制定
	刑事施設法改正(未決拘禁者処遇の規定)
2007(H19)	更生保護法制定
2014(H26)	リベンジポルノ法制定

4 「刑事立法の時代」到来の意味

(1) 「刑事立法の時代」到来の背景

- ◇グローバル化社会への対応
- ◇情報化社会への対応
- ◇被疑者・被告人・犯罪者に対する人権保護の徹底(グローバルスタンダード化?)
- ◇犯罪情勢の悪化?
- ◇犯罪被害者の発言力の高まり

→「社会における孤立の時代」(1990 年代まで)から「社会からの共感の時代」(2000 年代以降)へ



- ◇ネットワイドニングを望む社会(=刑事規制による自由の制限の拡張を望む社会)
- ◇処罰の早期化を望む社会
- ◇私事への介入を望む社会

※近代刑法の大前提の転換……「刑法=自由の敵」から「刑法=自由の味方」へ

(2) ピーナル・ポピュリズムの時代？

「ピーナル・ポピュリズムは、犯罪者や受刑者が、遵法的な一般大衆と、なかでも犯罪被害者の負担によって優遇されてきたこれまでのやり方について論じる。それは、現在の刑事司法の体制に対する怒り、幻滅および失望の表現によって支えられている。そこでは、常識的な優先順位、すなわち、遵法的な『普通の人々』の幸福と安全を保護し、その犯罪がこれを危うくする者を罰するということを、狡猾に順序を置き換えてきたことに、この原因があると考えられている。

ポピュリズム自体がそうであると同様に、ピーナル・ポピュリズムは、通常、どちらかと言えば、定量化可能な指標よりも、『感覚や印象』という形態をとる」。

JOHN PRATT, (2007) PENAL POPULISM: Routledge, p.12

◇諸外国でのピーナル・ポピュリズムの例

- ◆不利益再審制度の導入(「一事不再理」の限定)
- ◆黙秘の不利益解釈(黙秘権の制限)
- ◆メーガン法
- ◆三振法

5 犯罪予防の時代

◇事後処理型の伝統的刑事司法への不信・絶望

→「事後対応」から「事前対応」へ

◇「一般予防」・「特別予防」から「物理的犯罪予防」(ターゲット・ハードニング)へ

- ◆「状況的犯罪予防(Situational Crime Prevention)」(英)
- ◆「CPTED(Crime Prevention through Environmental Design)」(米)

◇「公的刑事司法機関」からコミュニティ・民間企業・民間人へ

- ◆コミュニティ犯罪予防の展開
- ◆警備業の発展
- ◆防犯カメラの普及

IV 現代の思想家たちの見た現代社会

1 危険社会(risk society)

「近代が発展するにつれ富の社会的生産と並行して危険が社会的に生産されるようになる。貧困社会においては、富の分配の問題とそれをめぐる争いが存在した。危険社会ではこれに加えて次のような問題とそれをめぐる争いが発生する。つまり科学技術が危険を造り出してしまうという危険の生産の問題、そのような危険に該当するのは何かという危険の定義の問題、そしてこの危険がどのように分配されているかという危険の分配の問題である」。

ウルリヒ・ベック(東廉・伊藤美登里訳)『危険社会』(法政大学出版会、1998)p.23.

2 監視社会(surveillance society)

「監視権力は、強制や暴力と直接的・必然的に結び付くわけではない。それは、権威に服従しなければならないという感覚を与える伝統の力でもない。まして、それは、愛の力、つまり、他の人々への義務や、さらには犠牲という強い意味でのそれではない。一つの類型化の力として、それは、極端な場合には、パノプティコン的である一方で同様に生産的でもありうるような社会的分類を遂行する。幾度も繰り返してきたように、監視にはつねに二つの顔がある。その社会的分類の強さも、容疑から誘惑まであらゆる音域に渡る。一方は不安を、他方は欲望を誘発するわけだが。」

デイビッド・ライアン(河村一郎訳)『監視社会』(青土社、2002)pp.160-161

3 アーキテクチャ社会(architecture society)

「アーキテクチャは、主観化がまったくなくても制約できる。鍵は、鍵がドアをブロックしていると泥棒が知らなくても、泥棒を制約する」。

「つまり、アーキテクチャ上の制約は、その対象者がその存在を知ろうと知るまいと機能するけど、法や規範は、その対象者がその存在についてある程度知っていないと機能しない」。

ローレン・レシグ(山形浩生訳)『CODE Version 2.0』(翔泳社、2007)pp.481-482

4 排除型社会(exclusive society)

「1960年代から70年代にかけて個人主義が台頭すると、人々が他者を排除するための、いわば排除の私的空間と呼ぶべきものが現れた。それとともに、コミュニティや家族の因習が問題になっていった。これを最初の転換期とするなら、続く1980年代から90年代は第二の転換期であり、この時期に社会的な排除は、いっそう進行した。この時期の排除は、二つの過程から成り立っている。ひとつは労働市場が再編され、分割されて、構造的失業者が大量に生まれて行く過程である。もうひとつは、このような状況の変化から犯罪が起り、その犯罪を制御することから排除が起り、しかも反社会的な行為が排除的な性格を帯びていく過程である。

近代から後期近代への移行は、包摂型社会から排除型社会への移行としてある」。

ジョック・ヤング(青木秀男ほか訳)『排除型社会』(洛北出版、2007)pp.29-30

5 不寛容社会(zero-tolerance society)

「ゼロ・トレランス政策と組み合わせたターゲット・ハードニングのテクニックは、近年、政治家の間で支持を得ており、一定の状況において犯罪の減少に成功している。アメリカ合衆国におけるゼロ・トレランスは、より深刻な形態へと発展するのを防ぐために、些細な犯罪や、器物損壊、徘徊、公共の場での酩酊のようないくつかの形態の迷惑行動を対象としている」。

ANTHONY GIDDENS & PHILIP W. SUTTON,(2013) SOCIOLOGY: Polity Press, p.935.

6 現代社会は、どこへ行くのか？

◇現代社会……「近代社会」からの変質・変容

=近代社会との断絶？

→近代からの進化 or 退化？



もし、「進化ではない」とすれば、そうした社会が到来した理由は…

- ◆個人の軽視……自由の軽視／自由意思の軽視
- ◆偏狭な利己性……他者への理解の欠如／他者とのきずなの喪失
- ◆強者の論理……経済功利性への偏重／社会的弱者への無理解
などが、日本の社会に徐々に(急速に)浸透？

V まとめに代えて